

後期高齢者医療制度に加入している方へ

28年度の保険料のお知らせをお送りしました

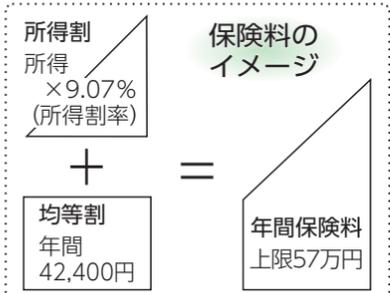
後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害により、任意で加入している方は65歳以上)の方が対象の制度です。

保険料の納入通知書を7月15日に発送しました。7月25日(月)までに届かない方はご連絡ください。保険料の計算方法もご案内しています。27年分の所得税・住民税の申告が遅れた方、新宿区以外で住民税が課税されている方などは、後日、保険料が変更になることがあります。

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4562・☎(3203)6083へ。

保険料のしくみ

保険料は、均等に負担していただく「均等割」と、所得に応じて負担していただく「所得割」の合計です(下図)。



▶ 保険料は2年ごとに見直しています。28年度～29年度の保険料は、被保険者1人に付き、「均等割額」は年42,400円、「所得割率」は9.07%、「賦課限度額(上限)」は57万円です。

▶ 均等割・所得割の金額は、所得によって軽減される場合があります。

▶ 後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(会社の健康保険組合・共済組合等)の被扶養者だった場合には、軽減措置があります。

保険料は原則として年金からの引き落としです

◎年金からの引き落としにならない場合

次の方は納付書や口座振替(自動払込)での納付となります。

▶ 介護保険料が年金からの引き落としでない方

▶ 年金の受給額が年額18万円未満の方

▶ 28年7月1日以降に75歳になった方

▶ 本人の申し出(右記)により口座振替に変更した方

▶ 28年4月2日以降に新宿区に転入した方

▶ 後期高齢者医療保険料と介護

保険料の合計が、介護保険料が引き落とされている年金の受給額の2分の1を超える方

※年度の途中で保険料が増額になる方は、年金からの引き落としに加え、納付書や口座振替での納付を併用していただく場合があります。

◎年金からの引き落としを口座振替(自動払込)に変更できます

「保険料納付方法変更申出書」を高年齢者医療担当課高齢者医療係へ郵送またはお持ちください。

申出書が8月4日(木)までに届いた方は10月から、その後に届いた方は12月以降、口座振替に変更します。申出書が必要な方は、ご連絡ください。

※申出書を提出しても、保険料を滞納した場合は、年金からの引き落としに切り替わることがあります。

世帯全員が住民税非課税の方へ

医療機関等の窓口で支払う費用がより低額な自己負担限度額となるほか、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課高齢者医療係へ申請してください。

27年度以前に交付を受けていて28年度も世帯全員が住民税非課税の方には、申請がなくても、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」を7月22日(金)に発送します。

高校・大学等の受験料と学習塾の費用を無利子でお貸しします

受験生チャレンジ支援貸付事業のご利用を

高校・大学等へ入学した場合などは返済が免除されます。原則として連帯保証人1名が必要ですが、所得制限があり、申請から貸し付けまで約1か月かかります。まずは、お電話でご相談ください。

【対象】中学3年生、高校3年生(中学・高校既卒者、高校・大学等中途退学者、高等学校卒業程度認定試験に合格した20歳未満の方も対象)

【貸付限度額】▼学習塾や通信添削費等の費用(28年4月から受験までの受講期間が対象)：20万円

▼高校・大学等の受験料：中学3年生等は2万7千400円、高校3年生等は8万円

【申請・問合せ】区社会福祉協議会法人経営課(高田馬場1-17-20) ☎(5292)3250へ。



消費者講座

①生活の中のリサイクルを楽しむ知恵

【日時】7月29日(金)午後1時30分～3時30分

【対象】区内在住・在勤の方、25名以内

【内容】手づくりのヒントや暮らし方のコツを紹介

②夏休み親子手作り豆腐教室

【日時】8月20日(土)午前10時～12時

【対象】区内在住の小学生と保護者、16組

【内容】豆腐作りと試食。作った豆腐は持ち帰り

【費用】1組60円(材料費等)

【持ち物】エプロン、三角巾、手ぶき、持ち帰り用の容器

……(以下共通)……

【会場】新宿消費生活センター 館高田馬場1-32-10

【後援】新宿区

【主催】申込み往復はがきに5面記入例のとおり記入し、①は7月22日(必着)までに新宿区消費者大学OB会、②は7月25日(必着)までに新宿区消費生活モニターOB会(いずれも〒16

昭和16年8月2日～昭和21年8月1日生まれの方へ 新しい高齢受給者証をお送りします

国民健康保険

世帯主宛てに
7月20日(水)に発送します

7月26日(火)までに届かない方はご連絡ください。8月1日(月)からは新しい高齢受給者証をお使いください。新しい高齢受給者証の有効期限は、平成29年7月31日です。

75歳からは後期高齢者医療制度(上記)の対象となるため、29年7月31日までに75歳になる方の有効期限は「誕生日の前日」です。【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146・☎(3209)1436へ。

医療費の自己負担額(一部負担金)の割合

前年の所得に応じて毎年判定し、8月から適用します。

同じ世帯内の70歳以上の国民健康保険加入者に、28年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいる場合は「3割負担」、1人もいない場合は「2割負担(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措

置により1割負担)です。 ※70歳～74歳の方が世帯主で、世帯に19歳未満の方がいる場合は、世帯主の課税標準額から「16歳未満の被保険者の人数×33万円」と「16歳以上19歳未満の被保険者の人数×12万円」の合計額を差し引いた額で判定します。

●一部負担金の割合が「3割」の方へ

①収入額による特例 27年中の収入が収入基準額(★)に該当する場合は、申請により一部負担金が「2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割)」となります。

★収入基準額…同じ世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入の合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満

②緩和措置 次の全てに該当する場合は、申請により一部負担金が「2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特例措置により1割)」となります。

▶ 同じ世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる

▶ 70歳～74歳の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度に移行した方との収入の合計額が520万円未満

※①②に該当する可能性がある方には、新しい高齢受給者証に「基準収入額適用申請書」を同封しています。対象となる方は、お早めに医療保険年金課国保資格係へ申請してください。

世帯全員が住民税非課税の方へ

医療機関等の窓口で支払う費用が自己負担限度額までとなるほか、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は申請してください。

【申請先】医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149・☎(3209)1436へ。

【費用】100円(資料・飲み物代)

【会場】申込み往復はがきかファックス・電子メール(5面記入例のとおり記入)で、7月31日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内)

【日時】8月21日(日)午後1時30分～2時30分

【持ち物】新聞紙3枚

……(以下共通)……

【対象】区内在住・在勤・在学の方、15名

【会場】申込み7月17日(日)から電話で新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374(月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌日休館)へ。先着順。

【日時】8月9日(火)午後1時30分～3時

①廃食油でキャンドル作り

【日時】8月9日(火)午後1時30分～3時

【対象】区内在住・在勤・在学の方、15名

【会場】申込み7月17日(日)から電話で新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374(月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌日休館)へ。先着順。